

平成21年度 厚生労働省障害者自立支援調査研究指定事業
障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト
第3回付随権利等検討委員会 会議要旨

- 1 開催日時 平成21年11月24日(火) 午後3時～4時30分
- 2 開催場所 広島市立大学 芸術学部 2階 会議室
- 3 出席委員 5名
加藤直規委員、金谷信子委員、加藤宇章委員、保田香織委員、春日美喜委員
- 4 事務局 4名
NPO法人ひゅーるぼん事務局：木元絵美、本田真輝子
広島市立大学担当者：今井みはる、中村圭
- 5 議題 1) 製品化候補について
2) 二次利用する場合の契約内容と契約書について
3) ガイドラインの構成について
4) その他
- 6 会議資料 資料1) 製品化候補についての参考資料(製品開発委員会資料より)
資料2) 契約案について
資料3) 契約書参考事例
資料4) ガイドラインの構成について
資料5) 障がいのある人のアート活動支援状況についてのアンケート
その他) 第2回付随権利等検討委員会議事録

7 会議要旨

(加藤直規委員長)

本日はお忙しい中お集りいただきありがとうございます。第3回付随権利等検討委員会を始めさせていただきます。

【議題1「製品化候補について」】

(加藤直規委員長)

これにつきましては事務局の方からご説明お願い致します。

(事務局)

前回の会議で、今回の事業で製品としてどのようなものが出来上がるのか解ると話がしやすとのご意見もありましたので、先日開かれた製品開発委員会の資料を持ってまいりました。12月のイベントで展示する予定の製品化候補についてご説明していきたいと思います。それでは事務局 今井先生からご説明いただきます。

(事務局 今井先生)

はい、製品化候補についてご説明させていただきます。資料にあるのは8つですが、もうひとつ増える予定で全9点です。シャレオの中央広場にて展示いたします。まず始めに『ストッキング』で、ストッキングをプリントする機械がありますので、絵を転写し制作していきます。次にある『マフラー』は、シルエット型と短形型の2パターン考えておまして、シルエット型につきましては絵画のそのままの形をかたどって制作します。もうひとつの短形型は長方形のマフラーに絵画をプリントするか縫っていくかの方法を行う予定です。『消しゴム』については、一般公募アイデアから「金太郎あめ」と「消しゴム」という別々の案があり、その案を組み合わせて「金太郎あめ消しゴム」を制作します。カットするまで中のイラストが見えないのが、お楽しみ感がある製品だと思います。こちらも金太郎あめを作る機械があります。この資料のように出来るのか解りませんが、出来る限りこれに近いプロトタイプを制作予定です。次は『カップ&ソーサー』で、カップの側面がステンレスで出来ており、ソーサーに描かれている背景がカップの絵と重なり1つの絵になるような仕掛けです。『カフェセット』は、ランチョンマット、箸袋、ナプキンのセットになっております。これについては、シャレオに入っている店舗でイベント開催中に使っていただけないだろうかと交渉中です。ランチョンマットに今回のイベント内容を記載し、中央広場と店舗で連携したいと考えております。次に『クッキーの型』ですが、原画を基にパズルのように出来たらいいかと思えます。最後に『マスキングテープ』は、テープにしりとりが描かれている製品です。今回、一般アイデア募集の中で唯一、そのままの案で通った製品になっております。他の製品につきましては、一般アイデアと製品開発委員会で案を練った製品と、製品開発委員会のみで案を考えた製品になっております。その説明は資料1の1枚目に記載しております。また、『ルアー』という製品があるのですが、これについてはワークショップを数回開き制作しました。『ぼんぼん』のみなさんと呉の『かしの木』の皆さんにご協力いただいております。なお、リストにないものなのですが、『ボール』を製作中です。こちらは広島でボールを製造されている企業があり、そこへ向けてプレゼン用に制作しております。何かご質問があられる方はいらっしゃいますか。

なお、プロトタイプ制作にあたっての作者の承諾については、事務局木元さんから作者へご連絡していただいております。

(加藤宇章委員)

カップ&ソーサーの絵なのですが、違うアーティストさんの絵も重ねたりするのですか。

(事務局)

いえ、カップとソーサーで同じアーティストさんの絵を重ねて、一つの絵になるように制作します。

(加藤宇章委員)

そうなんですね。解りました。

(金谷委員)

デザインとしては面白いと思うのですが、カップの素材がステンレスということで、カップを持った時に熱いのではないのでしょうか。

(事務局)

そうですね。今、先生方とどういう風にしたら熱い物を入れても大丈夫か等、相談しながら進めていっております。

(加藤宇章委員)

消しゴムなんですが輪になっているんですね。すごく面白いですね。

(春日委員)

ストックングも、どのようにプリントされるんでしょうね。

(事務局)

ストックングをはいた時に絵柄が出るようにプリントされる予定です。

(保田委員)

今現在、どのくらい制作完了されているのですか。

(事務局)

そうですね。7割くらいでしょうか。クッキーの型なのですが、イベントで実際に焼いて配る事ができたらいいなとも考えております。

(保田委員)

そのイベントの期間はいつですか。

(事務局)

12月6日から11日まで、シャレオの中央広場にて行います。只今クリスマスシーズンなので、シャレオ中央広場も装飾されております。それに合わせまして、プレゼントボックスを展示に使用する予定です。そのプレゼントボックスの中に、上げ底でプロトタイプを展示します。

(春日委員)

結構、アイデアが集まったんですね。

(事務局)

200を超える数が集まりました。中でも『カップ&ソーサー』が多かったので、そこは一般アイデアの案を活かして製品化しようということになりました。ただそのままという案が多かったので、製品開発委員会で考えをプラスしながら制作しております。沢山の方のアイデアをいただきましたので、一般アイデアを基にプロトタイプを制作しましたというようなイベントにしたいと考えております。

(加藤委員長)

それでは、基になるアイデアについて考えていきましょう。制作までの背景を知りたいのですが、どのように進んでいったのかということをご説明いただければと思います。

(事務局)

はい、製品と一緒にコンセプトボードといいますか、この製品はこのようにして製品化されていますというのが解るように、会場で表記しようと思っております。寄せられたアイデア自体は、大半が『このような形でこんな風に作品を製品化したらいいのではないか』というような具体的アイデアではありませんでした。

(加藤委員長)

提案は200くらいあったんですね。その提案と原画との間に、それらを組み合わせる人が介在していて、その両者ともにアイデアのポイントがあると思います。誰がその中に入ってプロジェクトが進んでいったかということが知りたいです。

(金谷委員)

アイデアに18とかの番号があるのはどういう事ですか。

(事務局)

通し番号として、アイデアが着いた順番に番号を振っております。例えば18でいいますと、『スカーフ きれい』というように文字で書かれています。マフラーというよりは『スカーフ』とのアイデアでした。この時期に合わせて『マフラー』への展開になりました。

(加藤委員長)

46番のアイデアも『スカーフ』になっていますか。

(事務局)

はい、『スカーフ』と文字が書かれているのみです。

(春日委員)

この絵を使ってどういう風にスカーフにするのかということまでは書かれていないのですね。

(事務局)

はい、ただ『スカーフ』と書かれています。『消しゴム』の場合は、アイデアNo.7では四角の消しゴムに絵が描かれているように描いてあります。No.196は『金太郎あめ』と書かれています。このNo.7とNo.196のアイデアを掛け合わせて製品が生まれました。『カップ&ソーサー』のNo.25のアイデアは飲むと絵が現れる、中に絵が描いてあるものになるよう案が出されています。他多数は『コップ』がいい、『タンブラー』がいい、というアイデアです。No.213はカップとソーサーで絵が繋がっているというアイデアでした。『カフェセット』は、ランチョンマット、箸置き、ナプキンなど個別での案になっておりました。『パズルクッキー』は、クッキーがいいのではないかと案と、パズルにしてはどうかという案があり、一緒にさせていただきました。

(加藤委員長)

どの案も、どこにでもあるようなアイデアだったということになりますね。アイデアを組み合わせるということで、そこに1つの価値が生まれたのではないかと思います。しかしアイデアに権利があるかどうかということになりますと、あるとはいいたくないものであると思います。

(事務局)

アイデア提供者について、こういうものが製品化される場合は、事前にご連絡した方がよろしいのでしょうか。

(加藤委員長)

確かに、売れたりすると色々な問題が発生してくると思います。本当は権利とは言えないのですが、それなりの利益がどこかで発生していますので、それに対する正当な主張は当然出てくると思います。どういったことに権利があるのか、法的な何に相当するのか…商品化にあたっての権利でしょうか。

(金谷委員)

アイデアを出した人に関しては言う権利はあるということですよ。

(加藤委員長)

アイデアだけで何の権利になるのでしょうか。製品化するにあたり深く関わって考えた人。ここでいう『プロトタイプ制作者』。そちらの方に権利がいくのが自然ではないかと思います。

(金谷委員)

製品化アイデアの公募の方々にはお礼といいますか、そういうのはあるのですか。後々トラブルにならないように、製品化された場合は入賞のお祝いをする。しかし製品については著作権は帰属するというのを条件で応募してもらう事はあるのですか。

(加藤委員長)

今回の応募でも、そういうようなお話になっていたと思うのですが。

(事務局)

その点につきましては、第1回のイベントでのチラシ（アイデア募集）の注釈で載せていたと思います。ここに、そのチラシの控えがありますので読ませていただきます。※本コンテストに応募されたアイデアに著作権が発生する場合は、その展開・使用に関わる権利はNPO法人ひゅーるぼんに帰属するものとし、全てのアイデアを第三者に公開できるものとします。と記載しております。

(加藤宇章委員)

つまり、出したアイデアは自由に広く使用していいですよ。と了承を得たということですね。組み合わせということも可能であるということですね。

(加藤委員長)

簡単にいいますと『マフラー』にしたい、『消しゴム』にしたい、ということは、権利というものではありません。

(事務局)

プロトタイプ制作にあたって、〇〇さんと〇〇さんのアイデアを組み合わせ制作しております、などのご連絡はした方がよろしいのでしょうか。

(加藤委員長)

ご連絡するにこしたことはありませんが、そこまでしなくていいと思います。一言お伝えするだけで充分だと思います。ある人のアイデアそのままですというものがありましたら、そういうケースはレアケースだと思いますが、事前に断わっておいた方がよいかもかもしれませんね。今回のケースでいいますと『マスキングテープ』この方の案はそのまま使用されているのですね。

(事務局)

はい。ただ、マスキングテープにイラストが入ったら面白いのではないかというアイデアで、並び方などの案はでておりませんでした。

(加藤委員長)

しりとりなのですが、これは自分で作ったのですか。

(事務局)

いえ、これは『しりとり大辞典』という、もともとがしりとりになっている作品があり、それをしりとりの順番でテープにしております。

(加藤委員長)

それでは、原作者の方に著作権が発生しますね。そうすると、1人の方が「マスキングテープがあったらいい」というアイデアと、「それでは『しりとり大辞典』の絵を使用しよう」というアイデア。『しりとり大辞典』の複製として、このマスキングテープのプロトタイプが存在しているのですね。

(事務局)

マスキングテープに関しましては並びを変えてレイアウトしております。なので原画をそのまま複製したのは『マフラー』だと思うのですが、いかがでしょうか。

(加藤委員長)

それでは、バラバラなものを並べて制作したということでしょうか。

(事務局)

横位置に描かれた物を続けて繋げて加工したといいますが、原画をそのままの形で使用していないということです。一番は原作者に対して、そのようなことをしても大丈夫なのだろうか、という心配があります。

(加藤委員長)

そうですね。テープに展開するということが二次利用の範囲に入ると思います。しかし、しりとりなので順番に並べないといけないということですね。原作者の許可を得て製品化することが鉄則ですね。

(加藤宇章委員)

しかし、しりとりマスキングテープだと他の作品では成り立たないものになりますね。模様がついているマスキングテープは従来でもある製品になりますし、『金太郎消しゴム』もそうですが二次利用製品になるのですね。

(事務局)

先ほど、原作品の作者の承諾がいるのではないかというご意見があったのですが、資料1の一番下にあります。プロトタイプ制作にあたっての承諾について、製品化に向かう中で様々な権利というものが発生すると思うのですが、製品化アイデア募集の前段階で、作者の方へ作品使用協力をお願い文書を作り、作品使用を承諾いただいた方の作品のみを製品化対象として公開しました。その時点で作者の方には承諾を得ているのですが、プロトタイプを制作するにあたっては、改めて利用許諾を得る必要があると思います。そこで、委員長にご相談したところ、本来であれば書面にて了解を得ることが望ましいであろうということですが、今回、展示まで時間がないことと、現時点でどの作品をプロトタイプに使用するかということが定まっていないということがあり、今回に限り、製品化にあわせて正式な契約を結ぶことを説明した上で、口頭で利用許諾を得ることにしましょうということになっております。

また、販売するにあたりましては販売利益に関わる権利も発生してくると思われまますので、そのことも踏まえ、次回付随権利等検討委員会で検討していただいた上、契約書に反映し、書面にて製品化前に契約を交わしたいと思います。春日さんのカフェセットも入っておりますが、こちらもこれから許諾を得たいと思います。

【議題2「二次利用する場合の契約内容と契約書について」】

(加藤委員長)

次の議題ですが、二次利用する場合の契約内容と契約書について、私が作ったもので契約案として1案しかないのでご覧ください。雛形1と書いております。事例として、障害者施設が事業をプロデュースする。著作権はアーティストに留保する。契約当事者としてアーティストと障害者施設を想定しました。エイブルアート・カンパニーの契約書はかなりよくできていると思いますので、雛形1はこれをベースとして若干の変更を加えました。アーティスト(以下「甲」という。)と施設(以下「乙」という。)とは著作物の使用に関し、次の通り契約を締結します。

第1条としまして、本契約は障害のある人たちのアートによる自立と社会活動への参加を促進するために乙が実施する事業において、甲と乙との信頼にもとづく協力関係をつくり、相互の利益と事業の発展をはかることを目的とします。ここはエイブルアートさんの趣旨としてとてもいいところだと思います、そのまま活かしております。他にしましては若干修正を入れてます。元のものには資料がありますよね。

(事務局)

はい、資料3に契約書例をご用意しております。1枚ものはウェブにも出ていたものなので問題ないと思いますが、エイブル・アート・カンパニーさんとかしの木さんの契約書に関しましては、この委員会で権利について勉強するために参考資料として出すことを許していただいただけですので、複製してどこかで使用するなどは控えていただきたいと思います。

(加藤委員長)

では引き続き進めたいと思います。目的の第1条これはエイブルアートさんの第1条に則って記載しております。違うものを書こうと思いましたが書けなくはないのですが、元のものもいいものなのでそのまま活かしております。次に第2条(許諾の内容)甲は乙に対して、次のとおり著作権の使用を許諾します。書き方は似ているのですが違うのは(1)は著作物の複製(2)は展示(3)は著作権の再許諾を書いております。(1)の内容ですが、乙が実施する事業において製造する二次製品へ複製することという書き方しております。事例としていくつかあげております。著作物のポスター、絵はがき、雑誌等への掲載、衣類・食器・文房具等への転写、記憶装置やフィルム等への記録を含みます。二次製品全般というような書き方に変えております。次に(2)著作物の展示。公衆送信および上映等と書いておりますが、展示やプロジェクターでの放映など今後考えられるであろうことを書かせていただきました。乙が著作物を展示したり、ウェブサイトに掲載したり、スクリーンやディスプレイに映写するなどして公に提示すること。これは展示も入りますが、ひとりで行う場合、または知り合いの方だけに見ただくような展示は入りません。そして(3)著作権の再許諾。乙が再許諾する著作権、相手先、二次製品を明示して、上記の(1)(2)の方法による著作権の使用を第三者に許諾し、また著作物を貸し出すこと。第2条2.使用を許諾した著作権の著作権は甲に留保されます。アーティストに著作権は留保されます、ということですね。3.使用する著作物は、乙の必要の都度甲と協議し、甲の許諾を得るものとします。4.甲は、乙以外の者にも著作物の使用を許諾することや、甲自身が著作物を使用することができます。ただし、その場合は事前に乙に報告するものとします。これはアーティストは、こういうことはあるのか判りませんが、別の施設、別の人と契約を交わすことを可能にしておくということです。これと同じものは、エイブルアートさんの第2条3.にあり、表現を変えております。次に5.乙は、再許諾の相手方に、著作物の使用にあたって以下のとおり表示を求めるものとします。ただし、やむを得ない事情により表示できない場合には、この限りではありません。◎が抜けておりますが、制作年の前に入ります。次のページに入ります。二次製品を明記。例示は補足的に。展示を追加。「転貸」を「再許諾」に変更。著作権の留保を明記。

第3条(著作者人格権)乙が、著作物の内容・表現またはその題名に変更を加えたり、または著作物の一部分を使用する場合は、事前に甲と協議することとします。こちらも若干修正しております。「著しい改変」を削除。「連絡」を「協議」に変更。エイブルアートさんより若干強く『著作権人格権』をもってきています。第4条(対価)乙は、甲に対し著作物使用の対価を支払います。2.対価は、乙が第三者に再許諾する場合の許諾料の30%を上限として甲乙協議のうえ決定します。3.第2条(2)号の事業においては、対価は無償であることを相互に確認します。貸し出さない場合も想定して書いております。展示等は入らないと思いますが、利益が発生するものに対しては30%を上限として支払われるものとします。対価は乙自身による実施の場合も同様と致しました。

次に第5条(費用の負担)著作物の使用に伴って費用が発生する場合は、次のとおり負担します。

- (1) 甲は、乙の要請にもとづいて著作物を発送する場合、その発送費用を負担します。
- (2) 乙は、甲の著作物を借り受けている期間中の保管管理の費用を負担します。
- (3) 乙は、甲の著作物の返却にかかる費用を負担します。

第6条（保証）甲は、乙に対し、著作物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証します。この保証は、真似をしたり、依拠したものでなければ、偶然同じになっても充足できる。偶然同じようになつてというのであれば著作権法は通用しないということを記載しております。

第7条（作品の譲渡）甲が、原作品の所有者であっても、原作品を第三者に譲渡・処分しようとする場合には、事前に乙に連絡があるものとする。乙が甲の作品を引き続き原作品を管理することが出来なくなる場合は一言、連絡するべきだということが書いてあります。エイブルアートさんの第8条は甲が競合する事業を営む第三者に許諾する（2条4項）場合に、その連絡の詳細を定めるものであるという部分を取りました。第8条（有効期限）本契約の有効期限は、本契約の締結日から2010年3月31日とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。停止の意思表示をしない限り継続するということです。この契約を一度行くと何事もなければずっと続くということであります。第9条（協議）これは本契約に定めない使用態様については、甲乙が協議のうえ、使用の可否、対価等について決定するものとし、そして（保証人の役割）第10条 甲の保証人は、甲の権利を擁護する立場から、本契約の履行に責任を持つものとし、資料3の美術著作物使用契約書なのですが、これはジャスラックですね。そして2枚目かしの木さんの共同著作契約書。これは立場が違ふものになっておりますが、絵を描いたものに対する著作権。例えば施設に入所している方と職員の方が事業化しているといいますか、そんな印象を受けました。ご意見等はございますか。

（保田委員）

利用者がこの契約書を交わすとなると難しいと思いました。そのため、かしの木の場合は補足説明書としてかみ砕いて職員と利用者が話をしながら契約を交わしています。それでもなかなか難しいところでもあります。

（加藤委員長）

契約内容が省略して解りやすく書いてあるのですか。

（保田委員）

はい。

（事務局）

かしの木さんの思いが補足説明の部分によく表されていると思います。今回の研究事業においても、契約書の内容がよくわかるといいという意見もありましたので、参考としてかしの木さんの契約書を今回見せていただくことをお願いしたところです。

（加藤委員長）

そうですね。確かに、通所者さんとの契約では難しいところがあるのかもしれないね。

（加藤宇章委員）

子どもの為の憲法というような本がありますよね。あのように解りやすくもうひとつ作ってみてはどうでしょうか。

（金谷委員）

例えば、第2条の4.著作物の使用は自由です、しかし事前報告をお願いします とありますが、無許可でそれを行なった場合は、契約というのはそのことに対してどのような効果があるのですか。

（加藤委員長）

報告とありますが、施設の方は通所者の方がやりたいと言われているのに駄目とは言えないと思います。

(金谷委員)

例えば悪意をもって、他のところで使った方が利益になると思えば使用した場合は、この契約書があることによって何が起こるのかなと思ひまして。効力はあるのか、それともそれをもってペナルティのようなものはついてくるのでしょうか。

(加藤委員長)

ペナルティは生じません。しかし、言わない場合は、契約違反ですね。それが起こった場合にどうしたらいいかという問題ですね。他で高く買ってくださいるところがあれば、それはそれでいいような気がしますし。

(加藤宇章委員)

双方が同意のものでことが運ばなかった場合は、契約を切るということになるのでしょうか。

(加藤委員長)

契約を切るほどの事態とは、どのようなことが想定されるのでしょうか。

(加藤宇章委員)

そうですね。すごく売れて施設の条件よりも違うところの方が条件が良かったりして引き抜かれる場合ではないでしょうか。

(加藤委員長)

2つの契約を交わしているとして、こちらはすごく売れているけれど片方はあまり売れていないという状況はありうると思います。しかし、そこで片方の契約を切るまでには至らないと思うのですが。

(金谷委員)

施設側から見てみると、今のようなことでお困りのことはないですか。

(保田委員)

そうですね。私たちも利用者がいいようにしてあげたいと思いますので、もしそういうことが起こると利用者の希望に添いたいと思います。

(金谷委員)

そういうトラブルがあったとしても、もめるようなことはないということですね。

(保田委員)

契約書があったとしても本人のことを考えると、やっぱりなるべく本人が思うようにしてあげたいと思います。

(金谷委員)

そうなのですね。私の性格が悪いのか、いらぬ心配をしてしまいました。

(保田委員)

いえ、甘い部分もありますので是非、ご意見をお願い致します。

(金谷委員)

アーティストさんの権利を守るのも当たり前なのですが、その一方で施設の方もそういう活動を通して運営費を確保しないとイケないのではないかと思います。かしの木さんの場合は共同制作してその利益は施設にまわされるという趣旨ですか。

(保田委員)

材料費などにまわしております。

(金谷委員)

エイブルアートさんでは、アーティストさんをひとりとして尊重する。その部分はいいと思うのですが、この委員会から唯一の案だったとすると、かしの木さんのように全体をまわすという考え方が、外から見ると『施設が横取りされているのじゃないかしら』と見えるのが少し心配なんです。やっぱり2種類の考え方があって、アーティストさんをひとりの作家さんとして扱う場合と、施設みんなで共同作業をして仮に利益がでたときはみんなで共用すると言う考え方もあるよというのを出さないと、何となく、これだけみていると外の方は思われると思うのです。後、第4条の3.展示等の対価は無償とあるのですが、これは、場合によっては相手の方に有償貸出ということもあり得るのではないのでしょうか。施設が運営する場合は無償というのは解るのですが、私が画廊や美術館でお借りする場合は賃借料というものが発生してまいりますよね。

(春日委員)

はい、そういうものがございます。

(金谷委員)

全てのものに対して無償にしてしまうと、自立という意味でも稼げるところでは稼がないとイケないかと思いました。

(春日委員)

展示を行なわれる場合で1点いくら等、いただいた場合もございました。

(加藤委員長)

そうですか、解りました。

(春日委員)

委員長、第10条のところに保証人というものがあるのですが、何か親子なので気楽にサイン等おこなっています。本人と保証人が「私が保証人になりますよ」というような契約は交わさなくてもいいのでしょうか。そういうものがあるのかと思ひまして。

(金谷委員)

成人しているけれど、成年後見人などつけてらっしゃらないということでしょうか。

(春日委員)

はい、こういうような契約書があると親子だからというので軽く契約を交わしているのですが、本当に彼の保証人になってもいいですよという契約書が必要なのかと思ひまして。

(金谷委員)

契約書と申しますか、1番簡単なのは成年後見人を決められるといいと思ひますよ。お子様が未成年の場合は親になると思ひますが、法律的な面やあらゆる面で成年後見人は心強いと思ひます。

(加藤委員長)

私は詳しくはありませんが、成年後見人というものは普及していないのではないのでしょうか。

(金谷委員)

そうですね、エイブルアートさんの契約書でも『保証人』という表記をされているということはそうなのかもしれませんね。ご本人が不利になるような方が入ってくることは、ほとんど無いのではないですか。

(保田委員)

親御さんがなられる場合は、あまり問題がないのですが ご兄弟が保証人になられる場合、考え方が違うことがあり、『大丈夫だろうか』と思うようなことはあります。中には障害のことを理解していらっしやらないご兄弟もいらっしやり、『見るつもりはないから』と後見人の部分を施設の名前にされる方もいますので、そこが少し心配かなと思います。

(加藤委員長)

そういう場合は、成年後見人をつけられたりしたらいいかもしれませんね。

(事務局)

すみません。話が変わりますが、第2条のコピーライトの部分なのですが、製品のどこかにつけた方がいいということですか。

(加藤委員長)

そうですね。作品につけるか、説明文の中に入れるようにするといいかもしれませんね。

(事務局)

ここにアーティスト名とあるのですが、通常デザイナーの名前が入るのかなと思ひまして。

(金谷委員)

そこに市大の名前は入ったりしないのですか。

(事務局)

今回の事業では、アーティスト名は入れてくださいとお願いされております。そこでデザイナーの名前を入れるとダブルネームになりますのでどうしたらいいものかと。エイブルアート・カンパニーはスラッシュで区切られていますが、アーティスト名、ブランド名、デザイナー名というように場合によって続けてもよいのかと思ひました。

(加藤委員長)

エイブルアート・カンパニーさんのスラッシュは何なのか判りませんが、デザイナー名とは違いますよね。作品の管理者と言いますかそのような気がするのですが。それが著作物の概念になるのか判りません。コピーライトになるのかどうか。デザイナー名には by Designと表記すると問題ないと思ひます。

(事務局)

写真撮影の場合は、どう表現したらよいですか。

(加藤委員長)

そうですね、撮影 フォトグラフもまとめて Design でいいと思ひます。

(金谷委員)

かしの木さんの比較で少し思ったのですが、雛形1で、アーティストさんが施設を離れられた場合どういう想定になるのでしょうか。かしの木さんの場合は辞めても著作権は施設に残るとありますよね。

(保田委員)

そうですね。彼らが描いた絵がパンフレットなどに使われていたりするんですよ。その場合、著作権が施設にないようにしていると通所者が辞められたらパンフレットなど新しく作り替えなければならないようになってしまいます。そこで資金が発生してしまいますのでこのような契約内容にしております。

(金谷委員)

雛形1ではアーティストさんへ著作権がついていく形となっていますよね。

(加藤委員長)

ここでは、そういうことには触れておりません。当人同士で決めていただく、辞めるということになってから、どうするかを決めることになります。他にご意見はございますか。

(事務局)

契約となると、難しいですね。もう少しよく読みたいと思います。

(加藤委員長)

それでは、契約内容は次回に引き続いて進めてまいりましょう。通所者本人にも解るような別の立場の契約書も用意するようにいたしましょう。それでは契約書の方はこれでよろしいですね。別の議題でガイドラインの構成について、これを事務局の方からご説明していただきましょう。

【議題3「ガイドラインの構成について」】

(事務局)

はい。時間も押してますので、ガイドラインの構成についての協議は次回できればと思います。前回の委員会で、最終的にガイドラインをつくることを目標にすることになりましたが、3月でこの事業は終了しますので、ガイドライン自体の内容、項目というか構成についても、一度話しておいた方がいいと思います。案を出しております。簡単にご説明いたします。

資料4「ガイドラインの構成について」ですが、まず障害者アートに付随する権利についてまとめる項があるのではないかと思います。アート作品そのものに関する権利と権利者。そして今回の事業では二次利用ということについて踏み込んでいこうということでしたので、様々な形態で第三者が作品を使用する際に発生する権利・権利者について整理していく事。二つ目に、作品を二次利用する場合の契約のあり方と契約書についての提案といいますか、例示ということで、本日、アーティストとの契約として雛形を出していただきました。契約として、アーティストとの契約、そして場合によっては製品デザイナーとの契約も必要になってくるのではないかと思います。製品化アイデア提供者との契約とありますが、先ほどのお話で、アイデア提供者よりもデザイナーとの契約が重要なのかなと思いました。それらの契約の例をいくつか示せたらいいのかなと思います。

3番目が、どのように書いたらいいのか悩みながら、川口とも相談し書いたのですが、障害者アートをサポートする人たちの役割と書いたのですが、本当に障害のある人たちの権利を守ろうとした時に、周囲の人はどのような役割、または考え方でいたらいいのか。どのような認識が求められるのかということです。難しいのですが、例えばかしの木さんでいうと、作者の方の権利を守るために著作権や人格権をかしの木さんが持つとされています。アトリエ・イン・カーブさんも同じくそのような形でやられています。他にはNO-MAというところでは、成年後見人がついていないと契約を交わせないという方法をとられています。また、エイブルアート・カンパニーさんでは保証人という方を立ててやられています。

色んなやり方であったり考え方であるのですが、本当に彼らの権利を守ろうと思ったら、私たちは何を考えどんな役割を担ったらいいのだろうかと、少し議論して載せるといいのではないかと思います。それに付随して原作品や二次利用の価格、ここにも権利というものが絡んでくると思うのですが、販売利益（コスト）分配について、どのように考えたらよいかも載せていきたいと思います。

参考資料としてアンケートの集計結果と考察というものも出して、ガイドラインに反映するといいかと思います。以上です。

（加藤委員長）

はい、これについては今日は時間がないので、みなさんにも考えていただき、これから開く2回の委員会でこれに添ってまとめていきたいと思います。その他議題で、アンケートの話がありますね。

（事務局）

はい。前回の委員会でアンケートの案を出ささせていただき、皆さんから色んなご意見をいただきました。ありがとうございます。皆さんのご意見を活かす形で作り直したものを今回、添付いたしました。11月末までに回収を行なう予定でしたが、項目をまとめ直す作業に時間が掛かってしまいました。年内回収を目標に各施設へ発送できたらと考えております。金谷先生の方からは広島だけではなく全国の施設のリストを入手してアンケートをとる事はできないだろうかというご意見がございまして、事務局の方でも検討したのですが、当初アンケートをとるといのが事業計画にも入っていなかったため予算的な部分もあり、広島の現状を知るところで今回できればと思っております。以上です。

（加藤委員長）

回収できる施設は、だいたいどのくらいあるのですか。

（事務局）

はい、100施設くらいあります。

（春日委員）

集計されるのも大変ですね。

（事務局）

金谷先生のご意見をいただき、選択肢形式にしましたので収集しやすいかと思います。

（加藤委員長）

それでは、この内容で各施設へ発送されるということですね。本日の委員会はこれで終了したいと思います。ありがとうございます。